

健生食輸発 0410 第 1 号
令和 8 年 4 月 10 日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

ナチュラルチーズに係る輸入時検査の強化について (一部改正)

標記については、平成 27 年 8 月 20 日付け食安輸発 0820 第 5 号 (最終改正: 令和 7 年 12 月 11 日付け健生食輸発 1211 第 5 号) により取り扱っているところです。

今般、輸入時の自主検査において、下記の製造所により製造されたイタリア産ナチュラルチーズより基準値を超えるリステリア・モノサイトゲネスが検出されたことから、上記通知の別表に、当該施設を追加し、別紙のとおり改正することとしたので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく申し上げます。

記

(IT 03 48 CE) EMILIO MAURI SPA

別紙

(別表)

(令和8年4月10日)

対象国・地域	製造者名	強化日
フランス	(FR 76 372 001 CE) SARL VILLIERS	平成27年8月20日
	(FR 70 002 001 CE) SASU PATURAGES COMTOIS - PATURAGES COMTOIS	平成30年3月6日
	(FR 42 298 004 CE) FROMAGERIE DES HAUTES CHAUMES	令和3年3月18日
	(FR 03 094 002 CE) SOCIETE LAITIERE DE VICHY	令和5年3月27日
イタリア	(IT 01 065 CE) CASEIFICIO TOSI S. R. L.	平成28年12月16日
	(IT 01 62 CE) PALZOLA S. R. L.	令和元年10月18日
	(IT 01 123 CE) LATTERIA SOCIALE DI CAMERI SOCIETA COOPERATIVA AGRICOLA	令和3年8月30日
	(IT 03 48 CE) EMILIO MAURI SPA	令和8年4月10日